

徳島森林管理署管内
令和7年度立入制限区域図⑤
海陽町・那賀町

(令和7年10月)

入林者の皆様へ

この図面は、国有林野事業実行及び狩猟または有害鳥獣にかかる事故防止の観点から
令和7年10月現在の立入制限予定箇所をお知らせする目的で作成しています。

当署管内は、ニホンジカの深刻な被害があるため、猟期以外にも年間を通じて猟銃を使っ
た有害鳥獣駆除を許可しています。**入林の際は、目立つ服等を着用してご注意ください。**

徳島森林管理署長

～入林制限について～

○国有林野事業実行箇所(区域赤色記載)、その他理由箇所(区域黄色記載)
内には、事故防止の観点から、すべての方の立ち入りを制限しています。ただし、
入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。

○レクリエーションの森(区域青色記載)内では、狩猟や有害鳥獣捕獲を
目的とした立ち入りを制限しています。

～国有林野の主な事業内容(区域赤色記載)～

○測定事業：国有林野の境界・測量などを実施します。

○造林事業：造林木の育成に必要な施業(地拵、植付、間伐等)を実施します。

○生産事業：造林木の伐採・搬出を実施します。

○土木事業：林道の新設・改良等を実施します。

○治山事業：治山(山の崩壊等を防ぐ)ための施設を施工します。

○(入林)：登山のボランティア等、申請があった入林箇所を示しています。

凡 例	
国 有 林 野	
公有林野等官行造林地	
国有林野事業実行にかかる 立入制限区域[全ての方対象]	
その他理由にかかる 立入制限区域[全ての方対象]	
レクリエーションの森にかかる 立入制限区域[鳥獣捕獲等対象]	

